

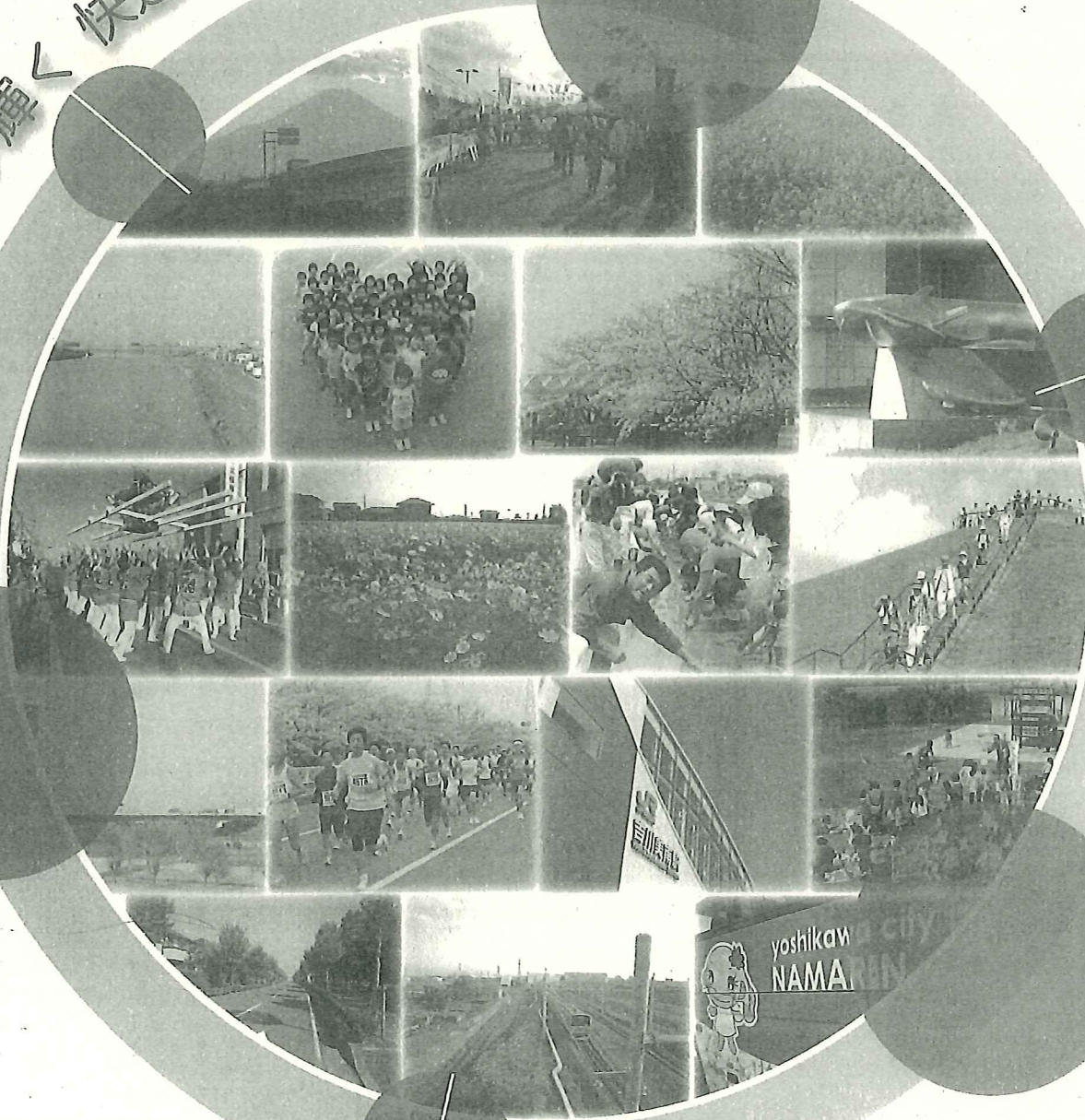
資料1

# 第5次吉川市総合振興計画

基本構想・前期基本計画（平成24～28年度）

教育に関する部分抜粋

人とまちが輝く 快適都市 よしかわ



平成24年3月  
吉川市

## 第2編

# 基本構想

第1章 基本構想の役割

第2章 目標年次

第3章 めざす将来像と基本理念

第4章 計画の基本フレーム

## 第1章 基本構想の役割

この基本構想は、市民をはじめとして本市にかかわる人々や団体などに、めざすまちの姿、およびこれを実現するための基本目標と取り組みの基本方向を明らかにし、それぞれの役割と責任を担いつつ協働して進めるまちづくりの指針となるものです。

また、基本構想は、市の各分野における行政計画や基本方針を統括する計画として、今後の市政運営を総合的、計画的に進めていく上での行政計画でもあります。

## 第2章 目標年次

基本構想の目標年次は、平成33年度(2021年度)とします。

## 第3章 めざす将来像と基本理念

### 第1節 将来都市像



#### 「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」

吉川市の特徴である田園（自然）風景を残し、市民の安らぎの空間を保ちつつ、新たなまちづくりを活かし、人の交流や働く場を産み、仕事も生活も充実することで、全ての市民の暮らしが快適になり、活力あふれるまちが実現される姿を表したものです。

## 第2節 まちづくりの基本理念

### (1) 市民の幸福感の向上

まちづくりの最終目標は、市民一人ひとりの福祉(幸福感)の向上にあります。

このため、吉川市では、市民の幸福感が満たされるまちづくりを進めます。

### (2) 吉川市の価値を高める

みどり豊かな自然環境、住みやすい住環境、人と人の結びつき、歴史など、吉川市には、先人達が築き、また守ってきた特色があります。

このため、吉川市では、今ある特色を一層活用し、吉川市の価値を高めるまちづくりを進めます。

### (3) 共にまちを想い、共にまちを創る(共想・共創)

価値観が多様化する中、吉川市にかかわる全ての人々が、将来に向けたまちづくりの理念を共に想い描き、めざすべき姿に向かって、それぞれの立場と能力を活かして共にまちづくりを進めます。



### 第3節 まちづくりの目標

#### 1 ふれあい・交流・協働のまちづくり（市民交流部門）

市民が地域社会の一員として、人と人のつながりを持ち、地域の様々なコミュニティ活動の中で生活し、互いに信頼し、尊重し合い、助け合いながら暮らすことのできる、人権尊重のまちづくりをめざします。

様々な地域との交流活動を通じて、互いの生活や文化に心からふれあい、理解を深めることで、様々な市民が共に暮らせる社会の形成を図ります。

活発な市民活動の中で、市民と行政が相互の信頼と連帯に基づいた協働のまちづくりをめざします。

#### 2 元気・健やか・幸せのまちづくり（健康福祉部門）

市民の主体的な参加と連帯に支えられた地域社会において、乳幼児から高齢者、障がい者がともに元気で安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざします。

全ての市民がいきいきと幸せに満ちた生活を送ることができるよう、社会参加を広げるとともに、生涯を通じた健康づくりのため、保健・医療の充実とスポーツのまちづくりをめざします。

安心して子どもを生み育てられるよう、市民生活の安定と経済的自立の支援を進めます。

#### 3 うるおい・安心・快適なまちづくり（生活環境部門）

市民が快適な生活空間に暮らすことができるように、公園・緑地の整備や居住環境の向上、美しく親しめる水環境の実現に努め、やすらぎとうるおいのある快適なまちづくりをめざします。

市民生活の安心のため、総合的な治水対策や地域の防災力の向上を図るとともに、消防・救急体制の充実や犯罪、事故に遭うことのない安全なまちづくりをめざします。

水と緑、自然環境を守り環境と共生するため、環境負荷の軽減に努め、地球にやさしいまちづくりをめざします。

市民生活に欠かすことのできない上水道の安定供給を図ります。

#### 4 躍動・活力・賑わいのまちづくり（地域振興部門）

人と自然が共生する環境に配慮したまちづくりを実現するため、総合的、計画的な土地利用を推進し、調和のとれた都市環境を創出します。

特色ある市街地の整備により、吉川らしさのある街並みを創出するとともに、観光資源の開発を進め、賑わいのあるまちづくりをめざします。

地域の特性を活かした都市型農業の確立や活力ある地域産業の発展をめざして工業の振興を図るとともに、地域に根ざした商業の育成、支援により、商業の振興を図り、職住近接をめざした地域産業の成長と雇用、就業機会を拡大します。

道路・公共交通網は、各拠点や周辺都市とのネットワーク化を進め、都市間、都市内の往来に利便性の高いまちづくりをめざします。

#### 5 生きがい・学び・伸びゆくまちづくり（教育文化部門）

市民一人ひとりが希望に向かって生きがいのある人生を送ることができ、生涯にわたって学習機会が得られるよう、生涯学習による人づくり・まちづくりを推進します。

生涯学習の基礎となる学校教育での確かな学力の育成や、地域社会におけるさまざまな活動を通じて教育力の向上を図り、青少年の豊かな人間性と自ら生きる力を育みます。

市民の自主的な文化活動を積極的に支援し、多彩で個性的な市民文化の創造・郷土文化の継承を図り、活気あふれるまちづくりをめざします。

#### 〔まちづくりの推進のために〕

戦略的な行政経営と改革・改善に取り組みます。

効率的な行政運営を行える組織体制を整えるとともに人材を育成します。

市民サービスの安定のため健全な財政運営を行います。

安全かつ有益な社会資本の整備と公有財産の適正管理を行います。

開かれた行政、信頼される行政運営を進めます。

分権時代に応じた体制整備を進めます。

## 第4章 計画の基本フレーム

### 第1節 将来人口

全国的な人口減少に転じた現在、緩やかな人口増加を続けてきた本市も、長期的には人口減少の時期を迎えることが予想されます。

しかし、第5次総合振興計画の目標年次とする平成33年までの間においては、本市の立地条件からも進行中の土地区画整理事業地内への人口定着が見込まれることから、人口は引き続き増加する予測のもと、

平成33年(2021年)の将来人口を75,000人と設定します。

### 第2節 将来都市構造と土地利用構想

#### 1 将来都市構造

都市構造の空間要素である、面、点(拠点)、線(軸)という3つの視点でとらえ、本市のめざすべき将来方向を示します。

##### (1) 面の構成

面は、既存の市街地部を中心に将来的に拡大する市街地ゾーンと、その後背地である農地とレクリエーションの場を含めた田園・レクリエーションゾーンによって構成されます。

##### ● 市街地ゾーン

既存市街地の整備と新たな市街地の開発により、快適な生活を支える、良好な都市環境の形成を図るべきゾーンとします。

##### ● 田園・レクリエーションゾーン

農地と集落地を中心とし、現在の営農環境や生活環境を保全しつつ、市民に憩いとやすらぎを与える空間形成を図るべきゾーンとします。

##### (2) 拠点の構成

都市全体に対しバランス良く都市サービスを提供するため、以下に示す拠点形成を図り、多様な都市機能の充実をめざします。

##### ● 商業拠点

吉川、吉川美南の両駅を中心とする地域、旧来から商店の立地する平沼周辺地域を商業拠点とします。

##### ● 複合新拠点

吉川美南駅を中心とした武蔵野操車場跡地と吉川美南駅周辺地域を、各種都市機能を備えた複合新拠点とします。

- 産業拠点  
東埼玉テクノポリス\*とその周辺地域を、流通や生産機能を中心とした産業拠点とします。
- コミュニティ交流拠点  
市民に開かれた新市役所と市民参加における情報発信源としての市民交流センターおあしす周辺を、コミュニティ交流拠点とします。
- レクリエーション拠点  
自然とふれあうことのできる豊かな市民生活を送る余暇空間として、県営吉川公園を中心とする江戸川周辺地域を広域的なレクリエーション拠点に、総合体育館と市民プール付近を市民スポーツのレクリエーション拠点とします。
- 防災拠点  
江戸川沿いの八子新田、鍋小路地区に整備される吉川市河川防災ステーション\*を防災拠点とします。

### (3) 軸の構成

広域的な都市間の移動を支える都市間軸と、市内拠点への移動の連絡機能をもつ都市内軸の形成により、交通利便性の向上をめざします。

- 都市間軸  
広域幹線道路である東埼玉道路と、本市を東西南北に縦・横断し、隣接市町へも連絡する主要幹線道路網により、都市間軸の形成を図ります。
- 都市内軸  
都市内における円滑な交通を支えるため、上記の都市間軸と連携しつつ、市内各拠点を結びつける幹線道路網により、都市内軸の形成を図ります。

\* 東埼玉テクノポリス：埼玉県企業局により事業化され、平成8年に竣工した市北部の旭地区と松伏町にまたがる工業団地。

\* 河川防災ステーション：国が設置する水防資器材の備蓄、水害時の水防活動や災害時の復旧活動の拠点として活用する施設。



## 2 土地利用構想

土地利用構想については、今後の本市の発展に合わせ、新しいニーズに対応した市街地の形成をはじめ、活気にあふれた産業振興や人と自然の共生、集団的な優良農地の保全などを目標に、以下の土地利用地域を設定し、それぞれの利用の方針を定めます。

### (1) 住宅系地域

既存の住宅系市街地における都市基盤施設の整備充実による住環境の改善を図るとともに、計画的な開発を実施した地区については住環境の維持増進を図ります。

また、人口増加に対応した宅地供給を進めつつ、地区状況に応じた適正かつきめ細かな土地利用を誘導し、地域に根差した個店や商業施設などとの調和を図り、良好な住環境を有する市街地形成に努めます。

### (2) 工業系地域

既存の工業系市街地における生産・就業環境の維持・改善を図るとともに、新たな工業地では周辺環境に配慮した工場立地を推進し、さらなる産業の振興と地域経済に貢献する就業の場の確保をめざします。

### (3) 複合系地域

吉川美南駅の設置と市街地拡大にともない、市民生活を支える各種都市機能の集積や住宅地整備により、多機能型の新たな市街地形成を図ります。

### (4) 農地及び集落地域

農地及び集落地について、現況の土地利用を基本的に継承しつつ、営農環境や生活環境の維持保全を図ります。

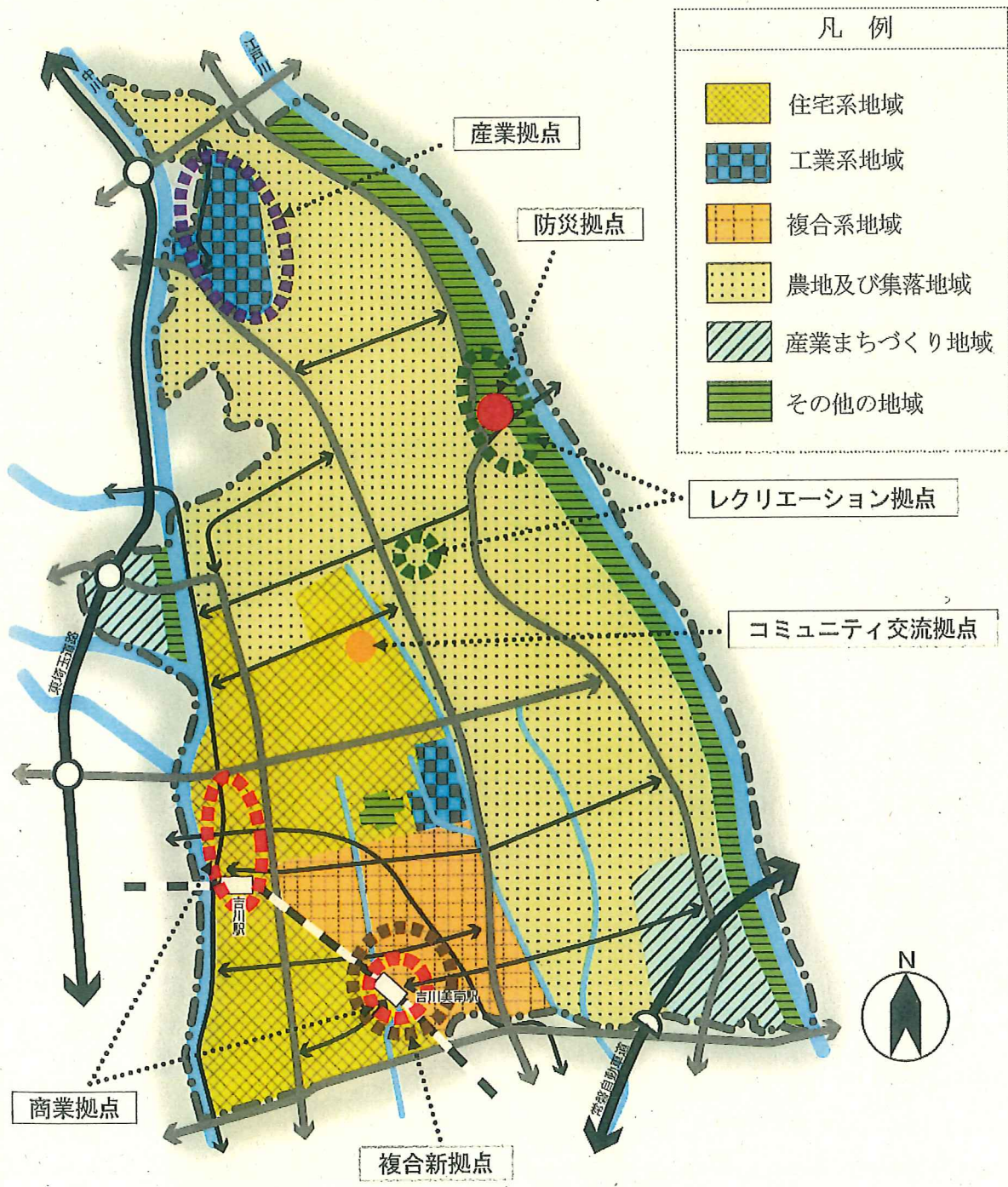
### (5) 産業まちづくり地域

既存の集落地環境の維持向上とともに、新たな道路の整備による交通利便性の高まりを見据えて、周辺環境との調和を図りながら、工場や流通業務施設などの立地を誘導します。

### (6) その他の地域

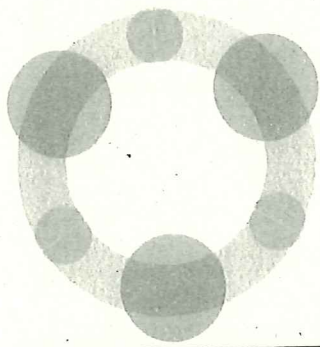
将来都市構造に位置付けられた「レクリエーション拠点」および「防災拠点」の形成に対応し、公園や緑地における機能の充実を図るとともに、市街地内の環境保全に資する空間確保を図ります。

将来都市構造図・土地利用構想図



凡例	
	住宅系地域
	工業系地域
	複合系地域
	農地及び集落地域
	産業まちづくり地域
	その他の地域

凡例			
	広域幹線道路・インターチェンジ		鉄道・駅
	主要幹線道路		河川
	主要道路		行政界



# 第5章

生きがい・学び・伸びゆくまちづくり（教育文化部門）

第1節 生涯学習による人づくり・まちづくり

第2節 豊かな人間性を培う学校教育の充実

第3節 青少年健全育成の充実

第4節 幼児教育の充実

第5節 家庭・地域・学校の連携

第6節 多彩で個性ある文化の創造と伝承

## 第1節

## 生涯学習による人づくり・まちづくり

- 施策の目的〔この分野において達成すべきこと、解決すべきこと〕
  - ・市民が生涯のあらゆる時期において、学習する機会が得られることをめざします。

## - 課題 -

1. 学習機会の拡充が必要である。
2. 自主的な生涯学習活動の機会が必要である。
3. 年齢層に応じた学習メニューが求められている。
4. 学習情報の効果的な提供が必要である。
5. 市民が生涯学習を行う際、指導者やボランティアを求めている。
6. 社会教育関係団体の事業内容が固定化していることから、活性化が必要である。
7. 中央公民館など生涯学習施設の適正管理と活動場所の確保が必要である。

## ●施策小項目

## (1) 生涯学習への支援

- ①学習機会の拡充を図るため、市民講師による講座の開催や出前講座を積極的に活用します。
- ②市民活動やボランティアなどの地域活動へのきっかけづくりとなるよう、各種事業を実施します。

## (2) 市民参加による事業の推進

- ①「よしかわ市民講座」の実施など、市民が自ら企画・実施する事業展開を図ります。

## (3) 学習内容の充実

- ①現代的な課題や市民のライフステージに応えた学習プログラムの充実に努めます。

## (4) 学習情報の提供

- ①NPO、高校や大学などと連携し、市民学習ニーズにあった講座の企画、幅広い情報の提供に努めます。
- ②広報よしかわや市公式ホームページをはじめとする多様な媒体を活用し、生涯学習情報の提供に努めます。
- ③市民の学習ニーズに対応するため、生涯学習関連施設による情報提供に努めます。

## (5) 学習施設の整備充実

- ①市民の学習ニーズに対応できるよう、生涯学習関連施設における設備の充実や情報化・ネットワーク化を図ります。
- ②地域の身近な生涯学習施設として、学校施設の開放に努めるとともに、新たな施設の整備にあたっては、可能な限り複合化することにより学習施設の設置に努めます。

(6) 人材の育成・活用

- ①人材を発掘し、生涯学習を進めるため人材バンク\*を拡充し積極的に活用します。
- ②生涯学習に関する指導者やボランティアの育成を図ります。

(7) 団体の育成・支援

- ①社会教育関係団体における自主的な活動を尊重しながら、自立に向けて支援します。

指標名	測定方法	単位	現状値 【測定日または基準日】	目標値 【H28年度】
生涯学習活動に対する満足度	市民意識調査 生涯学習活動に対する満足率	%	52.1 (平成23年10月21日)	70

●この施策に関する個別計画

吉川市子ども読書活動推進計画(平成20年度～24年度)

※ 人材バンク（生涯学習人材バンク）：市民の自発的・自主的な学習活動をサポートするために、指導者となる人材を市民の中から募集し登録する制度。

## 第2節

# 豊かな人間性を培う学校教育の充実

### ●施策の目的〔この分野において達成すべきこと、解決すべきこと〕

- ・子どもたちが確かな学力、豊かな心、健康と体力を身につけることをめざします。
- ・教育環境を整え、学校を核として学校・家庭・地域が一体となった教育をめざします。

### - 課題 -

1. 学ぶ意欲の低下傾向が見受けられるため、学習意欲を高めることが求められている。
2. 基本的な生活習慣を身につけることが求められている。
3. 児童・生徒の体力の低下傾向がみられるため、体力づくりが求められている。
4. いじめや不登校などの悩みや問題の解消が求められている。
5. 学校給食センターや調理場の施設及び設備の改善が必要とされている。
6. 学校施設、設備の経年劣化に対応した適正管理が必要である。
7. 学校生活に必要な経費を賄えない家庭への支援が必要である。
8. 地域の人々と学校との連携が求められている。
9. 児童・生徒の通学時の安全確保が求められている。

### ●施策小項目（〔★〕マーク：重点テーマに関連）

#### （1）確かな学力の向上

- ①多様な学習内容や学習形態により、児童生徒の主体的な学習活動を支援します。
- ②学校の創意工夫を活かした特色のある教育活動を支援します。
- ③少人数指導など、個に応じた学習指導の充実を図ります。

#### （2）教員の指導力の充実

- ①教育課程、生徒指導、特別支援教育、情報教育など多様な研修体制の充実に努めます。
- ②教職員自らが、指導法の工夫改善を研究していく教育研究会の活動を支援します。

#### （3）健やかな心と身体の成長【★】

- ①健康の保持、増進についての正しい理解を促すなど学校保健の充実に努めます。
- ②心身ともに健康な生活を送れるよう、体力向上の事業を展開します。
- ③人権教育、学校同和教育、男女平等教育などの推進に努めます。
- ④いじめ防止や不登校対策のため、学校での組織的対応に加え、さわやか相談員、あおぞら相談員等の相談業務を充実させます。
- ⑤望ましい食習慣を形成するよう、栄養指導の充実に努めます。

第5章 生きがい・学び・伸びゆくまちづくり

#### (4) 学校施設と教育環境の整備【★】

- ①民間活力を導入した手法で給食センターの改築を行います。
- ②学校施設の耐震化や大規模改修を計画的に行うとともに、施設の維持管理に努めます。
- ③小中学校のパソコンの計画的更新やグループウェアの導入に努めます。
- ④開発に伴う人口増加地区に対応するため、学校の適正な配置に努めます。

#### (5) 進学機会の確保

- ①国の基準に基づき、就学費用を助成します。
- ②教育ローンを利用している方への利子補給事業を実施するとともに、制度の広報活動の充実を図ります。

#### (6) 地域と歩む学校

- ①地域住民の学校運営への参画を促し、活気あふれる学校づくりに努めます。
- ②家庭を含む地域全体で学校教育支援する体制づくりとして、学校応援団の活動を支援します。
- ③児童生徒の安全性の確保や学校の配置、規模に配慮しながら、通学区域の適正化に努めます。
- ④通学路の安全点検を行い、地域と一体となった見守り活動を行います。

指標名	測定方法	単位	現状値 【測定日または基準日】	目標値 【H28年度】
学校教育に対する 市民満足度	市民意識調査 学校教育に対する満足率	%	49.1 (平成23年10月21日)	60

○この施策の評価における補助的な指標

- ・教育に関する3つの達成目標「読む・書く・計算」の正答率
- ・新体力テストの種目ごとの平均値

5

生きがい・学び・伸びゆくまちづくり

## 第3節

# 青少年健全育成の充実

### ●施策の目的〔この分野において達成すべきこと、解決すべきこと〕

- ・次の世代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、自立した心豊かな社会人となることをめざします。

### - 課題 -

1. 子どもたちが社会性を育み規範意識を身につけることが必要とされている。

### ●施策小項目〔(★)マーク：重点テーマに関連〕

#### (1) 健全育成活動の充実

- ①PTA連合会などへの支援と指導者の育成に努めます。
- ②青少年育成推進員、補導委員等と連携し、市民への啓発活動、環境浄化活動、パトロールなどを実施し、青少年健全育成活動の充実を図ります。
- ③青少年育成吉川市民会議の活動を支援します。

#### (2) 教育相談活動の充実【★】

- ①さわやか相談員・あおぞら相談員の配置など相談機能を充実します。
- ②少年センターにおける電話相談や来所相談、訪問相談など充実を図ります。

#### (3) 非行防止活動の充実

- ①地域や関係機関との連携による補導活動などを展開します。

指標名	測定方法	単位	現状値 【測定日または基準日】	目標値 【H28年度】
教育相談による 相談内容の解決率	各学校及び少年センターでの相談件数に対する各学校及び少年センターでの相談による解決件数の割合	%	—	60



## 第4節

# 幼児教育の充実

- 施策の目的〔この分野において達成すべきこと、解決すべきこと〕
  - ・小学校就学前の子どもたちが生活や学習の基礎を身に付けられることをめざします。

- 課題 -

1. 幼児教育を望む保護者への経済的負担を軽減する必要がある。
2. 基本的な生活習慣が身につけていないことや、小学校生活不適應への対応が求められている。

- 施策小項目（〔★〕マーク：重点テーマに関連）

### （1）幼児教育の支援【★】

- ①国の補助基準額に基づき、世帯の所得状況等により幼稚園の就園にかかる費用を助成します。国の基準以上の世帯に対しても、市負担により助成します。
- ②私立幼稚園の運営に対し助成します。

### （2）保育所・幼稚園・小学校の連携【★】

- ①関係機関との連携により、発達障害等の早期発見・早期支援に努めます。
- ②保育士、幼稚園教諭、小学校教諭の相互体験研修や情報交換を実施します。
- ③保育所（園）、幼稚園、小学校の連携を強化し、一貫性のある教育に努め、中学校・高校までを視野に入れた連絡協議会の設置を検討します。

指標名	測定方法	単位	現状値 〔測定日または基準日〕	目標値 〔H28年度〕
幼稚園・ 保育園への入園率	3歳から5歳の全幼児数に対する 幼稚園・保育園へ入園している幼児 数の割合	%	88.3 (平成23年11月1日)	95

5

生きがい・学び・伸びゆくまちづくり

## 第5節

### 家庭・地域・学校の連携

●施策の目的〔この分野において達成すべきこと、解決すべきこと〕

- ・家庭の中で、子どもが社会で生活する力が身につくことをめざします。
- ・子育て家庭を地域で支えることをめざします。

- 課題 -

1. 子どもたちの基本的な生活習慣を身につけさせるための家庭の教育力向上が求められている。
2. 地域の教育力をネットワークするためのコーディネート役が必要である。
3. 地域の人材発掘や積極的活用が求められている。

●施策小項目（【★】マーク：重点テーマに関連）

（1）家庭教育学級の充実【★】

- ①家庭教育学級の開催について、曜日や時間など利用者のニーズに即した柔軟な対応を図ります。
- ②家庭教育学級における学習機会の充実のため、食育など子育てに関する企画や講師の紹介などの支援に努めます。

（2）保護者への支援【★】

- ①家庭教育に関する講座などの開設や情報提供を行うとともに、子育てで孤立してしまう人を支援するため、情報交換の場づくりなどを行います。

（3）地域の教育力の活用【★】

- ①「地域の中で子どもを育てる」という視点から、世代間交流やボランティア活動など各種体験活動プログラムの企画・実施を進めます。
- ②地域コーディネーターを養成し、地域の連携によるネットワーク形成を推進します。
- ③専門的な技術や知識を持った教育ボランティアの積極的な活用を進めます。

指標名	測定方法	単位	現状値 【測定日または基準日】	目標値 【H28年度】
家庭教育学級への参加率	幼児から中学生までの子を持つ保護者に対する家庭教育学級参加者数の割合	%	36.8 (平成23年3月31日)	50

## 第6節

# 多彩で個性ある文化の創造と伝承

### ●施策の目的〔この分野において達成すべきこと、解決すべきこと〕

- ・市民の自主的な文化・芸術活動を通して地域に根ざした文化の振興と、郷土の歴史や文化が広く伝承されることをめざします。

#### - 課題 -

1. 貴重な歴史資料を発掘、編集して後世に伝えていく必要がある。
2. 芸術文化活動に関し、新たな団体の育成や活性化を図る必要がある。
3. 歴史資料の保存場所と市民が閲覧できる場所の確保が必要である。

### ●施策小項目

#### (1) 文化財の保護・保存

- ①市民の協力のもと市内全域における文化財調査を進めます。
- ②市指定文化財としての保護・保存に努めます。

#### (2) 市史編さんの事業の推進

- ①調査や史料の収集を進め、『吉川市史』の編集・刊行に努めます。

#### (3) 文化財愛護活動の推進

- ①郷土の歴史や文化財に関する講座、見学会などを開催します。
- ②郷土芸能の維持や啓発、伝承のため、子どもの自主的な参加を促進します。

#### (4) 芸術文化活動への支援

- ①市民文化祭や作品展などを開催し、芸術文化活動の発表の場を確保します。
- ②人材バンクなど指導者を積極的に活用し、文化連盟をはじめとする団体や個人の育成に努めます。

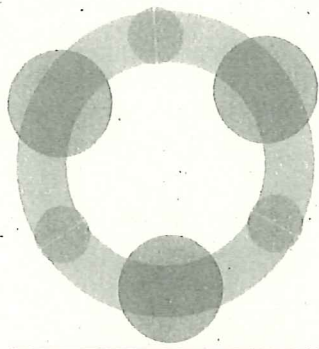
#### (5) 施設の整備充実

- ①郷土資料館の維持管理に努めるとともに、歴史資料の保存場所や展示スペースの確保を検討します。

指標名	測定方法	単位	現状値 〔測定日または基準日〕	目標値 〔H28年度〕
芸術文化に触れ合う 機会の満足度	市民意識調査 芸術文化に触れ合う機会の満足率	%	39.1 (平成23年10月21日)	50

5

生きがい・学び・伸びゆくまちづくり



# 第2章

## 元気・健やか・幸せのまちづくり（健康福祉部門）

- 第1節 市民が参加する福祉のまちづくり
- 第2節 未来を育む児童福祉の推進
- 第3節 いきいき暮らせる高齢者福祉の推進
- 第4節 みんなが支えあう障がい者（児）福祉の推進
- 第5節 生涯を通じた健康づくりの推進
- 第6節 スポーツによる健康・体カづくり
- 第7節 地域医療体制の充実
- 第8節 健康保険・年金による社会保障
- 第9節 自立支援と生活保障

## 第6節

# スポーツによる健康・体力づくり

### ●施策の目的〔この分野において達成すべきこと、解決すべきこと〕

- ・市民が、心身の健全な発達と健康保持ができるよう、誰もがいつでもどこでもスポーツに親しむことができる環境づくりをめざします。

### - 課題 -

1. 運動する機会を持っていない人へのアプローチが必要である。
2. 一般成人には健康保持のために週1回以上の運動習慣が必要である。
3. 市民ニーズの多様化に対応したスポーツ教室が求められている。
4. スポーツ団体の会員が固定化しており、次世代を担う人材の育成が必要である。
5. 施設の経年劣化に対応した適正管理が求められている。
6. グラウンドなどの活動場所が求められている。

### ●施策小項目

#### (1) 健康・体力づくりの推進

- ①スポーツ推進委員、スポーツ団体等と連携して各種教室やスポーツ事業を実施します。
- ②健康の保持増進、体力づくり、生きがいつくり、仲間づくりにつながる各種スポーツ事業を推進します。

#### (2) スポーツ、レクリエーション活動の支援

- ①スポーツ団体の育成や運営の支援を行い、組織の充実を図ります。
- ②総合型地域スポーツクラブ※の設立や運営を支援します。
- ③活動を担う人材の発掘や指導者を育成することで、スポーツリーダーバンク※の充実を図ります。

#### (3) スポーツ環境の整備

- ①体育施設、設備の維持管理に努めるとともに、公共施設、学校体育施設等を有効に利用できるよう管理運営に努めます。
- ②野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフなど、スポーツを楽しめる活動場所の確保に努めます。



指標名	測定方法	単位	現状値 【測定日または基準日】	目標値 【H28年度】
スポーツの実施率	市民意識調査 20歳以上で週1回以上スポーツ を行うと答えた回答者の割合	%	47.8 (平成23年10月21日)	55

—きらっと吉川21「健康福祉とスポーツのまちづくり」宣言\*—

生涯にわたり、すこやかで安心して暮らせる地域社会を実現することは、市民すべての願いです。私たち市民は、いきいきと健康で思いやりのあるまち吉川をつくることを誓い、ここに、きらっと吉川21「健康福祉とスポーツのまちづくり」を宣言します。

- 1 吉川市民は、自らの心と体の健康づくりに努め、いきいきと暮らせる健康なまちをつくります。
- 1 吉川市民は、お互いを思いやり、笑顔でふれあい、ともにささえあう福祉のまちをつくります。
- 1 吉川市民は、さわやかな汗を流し、活力ある元気なスポーツのまちをつくります。
- 1 吉川市民は、健康・福祉・スポーツのまちづくりを通じて、みんなが主役のまちをつくります。

- ※ 総合型地域スポーツクラブ：地域の人々が自主的・主体的に運営し、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供するスポーツクラブ。
- ※ スポーツリーダーバンク：市民のスポーツ活動を支援するため、スポーツ活動指導者を登録し、利用希望者の要望に応じて、適切な指導者を紹介する仕組み。
- ※ きらっと吉川21「健康福祉とスポーツのまちづくり」宣言：平成13年3月に当市3番目の都市宣言として制定されたもの。